

広島県告示第七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

竹原市福田町字堂沖尻一二八四番八の一部、一二八四番九、一二八四番一〇、一二八四番一一の一部、一二八四番一二、一二八四番二六、一二八四番二九、竹原市福田町字西新畑甲一二八一番二、甲一二八一番六、甲一二八一番一〇、甲一二八一番一一、甲一二八一番一二、一二八一番一三、一二八一番一四、一二八一番一六、一二八一番一七、甲一二八一番一七、一二八一番一八、一二八一番一九、一二八一番二〇、甲一二八一番二〇、一二八一番二一、甲一二八一番二二、一二八一番二三、一二八一番二四、一二八一番二五、竹原市福田町字東新畑二九三番一の一部、二九三番一地先市道敷の一部、二九三番八、二九三番八地先市道敷、三五二番二七の一部、三五二番二九の一部、三五二番三二の一部、三五二番三三、三五二番三三地先市道敷、三五二番三四、三五二番三四地先市道敷

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

竹原市福田町字堂沖尻一二八四番八の一部、一二八四番九、一二八四番一〇、一二八四番一一の一部、一二八四番一二、一二八四番二六、一二八四番二九、竹原市福田町字西新畑甲一二八一番二、甲一二八一番六、甲一二八一番一〇、甲一二八一番一一、甲一二八一番一二、一二八一番一三、一二八一番一四、一二八一番一六、一二八一番一七、甲一二八一番一七、一二八一番一八、一二八一番一九、一二八一番二〇、甲一二八一番二〇、一二八一番二一、甲一二八一番二二、一二八一番二三、一二八一番二四、一二八一番二五、竹原市福田町字東新畑二九三番一の一部、二九三番一地先市道敷の一部、二九三番八、二九三番八地先市道敷、三五二番二七の一部、三五二番二九の一部、三五二番三二の一部、三五二番三三、三五二番三三地先市道敷、三五二番三四、三五二番三四地先市道敷